

## 金沢大学角間地区学生の駐車許可証交付基準要領

平成22年	5月20日	交通計画作業部会承認
平成22年	6月1日	キャンパス整備委員会承認
平成28年	3月3日	交通計画小委員会承認
平成28年	3月28日	施設マネジメント委員会承認

角間地区学生の駐車許可証の交付基準は、この要領による。

### 1. 駐車許可証書交付基準

通学のため、駐車許可証交付基準に該当するもので駐車許可証の交付を願う者は、「駐車許可証交付願」に「運転免許証」及び「任意保険証」を提示して所属学務係に提出すること。

### 2. 駐車許可証の交付基準

(1) 下記イ、ロの何れにも該当する者で運転免許証に記載されている住所が大学への届出住所と一致していること。

#### イ 地域の指定

石川県内：かほく市、津幡町、内灘町、金沢市（別紙に定める地域を除く）  
野々市市、白山市（旧白峰村を除く）、川北町、能美市、小松市  
富山県内：小矢部市、砺波市（旧庄川町を除く）、南砺市のうち旧福野町と旧福光町と旧城端町

#### ロ 学域及び学部学生

2年後期以降の学域及び学部学生。

(2) 特別の事情がある場合

- ① 身体に障害があり、公共の交通機関による通学が極めて困難な者。
- ② 公共の交通機関を利用した場合、便数が少なく通学が困難なため。
- ③ 4年生以上及び大学院学生で研究上自動車を使用する必要がある者。
- ④ 研究生並びに科目等履修生で社会人として職場との往来のため自動車を必要とする者。
- ⑤ 上記①～④以外で所属部局長、国際基幹教育院長が認めた者。

### 3. 運転及び自動車の所有資格等

- (1) 過去1年以内に人身事故、及び免許停止の処分を受けていない者。
- (2) 居住する場所に自動車の保管場所があること。
- (3) 任意保険に加入していること。

### 4. 駐車許可証

駐車を許可された者には、駐車許可証を交付する。

### 5. 許可証の発行日

駐車許可証の発行は、前期授業、後期授業開始に併せ年2回とする。

（ただし、申請内容変更（氏名、住所、車両及び任意保険の変更）による再発行は随時行う。）

### 6. その他

虚偽の申請をした場合は、許可を取り消す。

### 7. この要領は、平成28年4月1日から施行する。